

# 募集型企画旅行取引条件説明書面(国内用)

(旅行業法第12条の4による初校条件説明書面)  
(旅行業法第12条の5による契約書面)

この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は御殿場総合サービス株式会社(静岡県知事登録旅行業第2-600号)(以下「当社」という)が旅行企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースに記載されている条件のほか、募集型企画旅行取引条件説明書面(国内用)、最終日程表及び当社の「旅行業約款」(以下「募集型約款」という)によります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (4)ご旅行代金全額を指定の期日までにお支払いください。
- (5)当社の承諾と旅行代金の受理を持って契約の成立となります。

## 2. お申し込み

- (1)ご来店又は電話等の通信手段にてお申込・ご予約後、必要書面を発送させていただきます。
- (2)お申し込み時に18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (3)a.身体に障害をお持ちの方、b.健康を害している方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

## 3. 旅行代金

- (1)①子供代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様に応用しますが、プランによって設定が異なる場合もあります。その際は各プランの設定を優先します。  
②1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様代金です。

## 4. 追加代金

- (1)追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル・旅館の指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択により追加する代金、⑧出発・帰着曜日の選択により追加する代金をいいます。契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

## 5. 基準旅行代金

- (1)申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

## 6. 旅行契約内容・代金の変更

- (1)①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社が関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。  
②奇数人数でお申し込みの場合に1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受ける旅行あって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋になったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

## 7. 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

- (1)お客様は、下表の取消料を支払って旅行契約の解除をすることができます。取消連絡は、お申込を受けた御殿場総合サービス株式会社「富士山みくりやの旅。」の営業時間9時～17時までお受けします。

解除時期等	取消料
①旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあたっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(②～⑤までに掲げる場合を除く。)	20%
②旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(③～⑤までに掲げる場合を除く。)	30%
③旅行開始日の前日に解除する場合	40%
④旅行開始日当日に解除する場合(⑤に掲げる場合を除く。)	50%
⑤旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	100%

- ①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消料の場合も表記取消料をいただきます。  
②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に(10)の追加代金を加えた合計額です。

## 8. 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- (1)下記の場合は取消料をいただきません。(一部例示)  
①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が12. 旅程保証の下表欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限る。  
②旅行代金が増額された場合。  
③当社が最終日程表を表記の日までに交付しない場合。  
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## 9. 当社による旅行契約の解除

- (1)次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部事例)  
①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。  
②申し込み条件の不適合。  
③病氣・団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

## 10. 当社の責任

- (1)当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。  
お荷物に関係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運搬、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## 11. 特別補償

- (1)当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡保障金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、1個または1対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスが一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「旅行参加中」とはいたしません。

## 12. 旅程保証

- (1)旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に(10)の追加代金を加えた合計額です。  
当社は、下表欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償額を支払いません。  
①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令  
⑤欠航、不便、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止  
⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストラン含む)その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更	1.0	1.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した本邦内の出発空港または帰着空港の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した本邦外への直行便または本邦内への直行便から乗継便または経由便への変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## 13. お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行業の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 14. お客様の交代

- (1)お客様は当社が承諾した場合、交替することができます。

## 15. 事故等のお申出について

- (1)旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに当日の連絡先にご通知ください。(もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 16. 個人情報の取り扱いについて

- (1)当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報時ついて旅行者との間の連絡のため利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス及びそれらのサービスの受領のため必要な範囲内で利用させていただきます。  
\*このほか、当社は①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。  
(2)当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、またはメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内のためにこれを利用させていただくことがあります。

## 17. 募集型企画旅行契約約款について

- (1)この条件の定めない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。